

発議案第2号

平成27年3月24日

市原市議会議長 竹内直子様

提出者	市原市議会議員	星野伊久雄	㊟
賛成者	市原市議会議員	塚本利政	㊟
	同	今井定勝	㊟
	同	捧仁滋	㊟
	同	田尻貢	㊟

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチンの健康被害救済に関する意見書について

子宮頸がん予防ワクチンの健康被害救済に関する意見書

子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)については、平成 25 年 4 月より予防接種法に基づく定期接種に追加され、広く公費での接種が可能となった。しかし、同ワクチン接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたことから、同年 6 月に厚生労働省から「副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」との勧告が出された。

勧告から約 1 年半が経過し、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会等の専門家による会議も複数回開催されているが、いまだ原因の解明には至っておらず、今後の見通しも不透明な状況が続いている。このような状況で接種を自己判断とされていることに対し、不安や困惑を覚えている市民も多い。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望する。

記

1. 子宮頸がん予防ワクチン (HPV) 接種者全員の健康調査を改めて実施するなど、副反応に関する情報を収集し、因果関係の解明を行うとともに、その結果を速やかに公表すること。
2. 子宮頸がん予防ワクチン (HPV) 接種後の副反応等の相談窓口や治療を受けられる指定医療機関を広く設置するとともに、治療方法の早期確立に取り組むこと。
3. 子宮頸がん予防ワクチン (HPV) の接種と副反応の因果関係が明らかになった場合には、定期接種以前の「子宮頸がん等予防ワクチン (HPV) 接種緊急促進事業」における接種対象者も含め、国が責任を持って補償すること。
4. 子宮頸がん予防ワクチン (HPV) 問題については、常に文部科学省・県・市・医療機関と情報を共有し、教育現場での支援体制を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(理 由)

子宮頸がん予防ワクチンの健康被害救済を図るため。

(提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣